明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（**総務**八七）　一
〔規　則〕
○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第二条第一項第一号の大規模小売事業者を定める規則（**公正取引委**三）　六
○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十二条の規定に基づき、消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則（**同**四）
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**二八九～二九六）　三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二九七～二九九）
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**三〇〇）　三
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（１次速報）（１１０－１３（平成二十五）年四～六月期）（内閣府）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責関係　三五
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人情報通信研究機構平成二十四事業年度財務諸表、第三十五回（平成二十五年度）エネルギー管理士試験合格者、司法書士名簿登録等関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　三九
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第八十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十日

総務大臣　新藤　義孝

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第四を次のように改める。

様式第４（第４条第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
１　加入電話		
２　総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）		
３　中継電話（国際電話等であるものを除く。）		
４　国際電話等	国際電話	
	国際総合デジタル通信サービス	
５　公衆電話		
６　携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの	
	三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
７　ＰＨＳ		
８　ＩＰ電話	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則第９条第１項第１号又は第10条第１項第２号に規定する電気通信番号を使用するもの	
	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則第９条第１項第１号又は第10条第１項第２号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの	
９　衛星移動通信サービス		
10　ＦＭＣサービス		
11　インターネット接続サービス		
12　ＦＴＴＨアクセスサービス	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの	